

「公益通報者保護法」 改正とその運用

★日 時： 令和2年10月22日(木) 14:00～15:40

★講 師： 消費者庁 消費者制度課 企画官 神田 哲也 氏

★会 場： 自動車会館（千代田区九段南4-8-13）

★受講料： 1名様につき 3,300円（税込）

★定 員： 会場参加 … 80名

オンライン聴講 … 20名（Zoom使用、質疑不可）

※ 会場では、新型コロナウイルス感染予防のため、受講者同士の距離を可能な限りとれるようにいたします。

※ ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。

公益通報者保護法は、公益のための内部通報を行った従業員等に不利益が生じないことを目的として平成18年に施行された法律ですが、本年6月、初めての改正が国会で可決され、2年以内に施行されることとなりました。

今回の改正の主眼は、①一定規模以上の法人に対して公益通報窓口の設置など体制の整備を義務づけるとともに、②通報者保護の強化、③保護対象や通報先の拡大等とされています。

上記のうち、①は従業員300名を超える規模の事業所では必須とされ、中小法人では「努力義務」という扱いですが、②については事業所規模の大小にかかわらず、一定の情報漏洩禁止とともに違反者には罰則が適用され、また、③では保護対象となる公益通報や権限のある行政機関、報道機関等への通報、通報者の範囲がそれぞれ拡大されることとなります。

このような中、公益通報者保護法の施行を前に、公益法人・一般法人関係者はどのような気構えを持ち、準備を心がければよいのでしょうか？

本説明会では、消費者庁担当官の方より、やや耳慣れない方もおられる「公益通報者」保護の趣旨と現況、今回改正のポイントをはじめ、対応具体化への今後のスケジュール、留意点などを説明いただき、会場では質疑の時間も設けます。

奮ってのご参加をお待ちいたします（オンラインによる聴講も申し受けます）。

<プログラム>

14:00 開会挨拶

14:05 「公益通報者保護法—改正とその運用—」（説明）

15:10 質疑応答

15:30 「内部通報制度認証について」（説明）

(公財) 公益法人協会事務局 行

申込日 月 日



FAX 03-3945-1267

≪説明会 参加申込用紙≫

▼お名前、ご連絡先等をご記入ください。

右欄どちらかに○をお願いします。

会場参加

オンライン聴講
(Zoom)

ふりがな		
団体名		
部署・役職名	ふりがな お名前	E-mail
連絡先	〒 TEL : FAX : ※ご提供いただきました個人情報は、本セミナーの実施以外には利用しません。	

▼ご参加希望の方は FAX にてお申込みください。事務局にて受付後、受講票・請求書を発送いたします (Zoom 参加の方は、請求書のみを送りいたします。受講票につきましては、招待メールの送付をもって代えさせていただきます)。

▼受講料は請求書到着後すみやかに指定の口座にお振込みください (参加費はお振込みのみの扱いとさせていただきますので、あらかじめご了承ください)。

▼キャンセル料は、セミナー開催日の3営業日前から発生いたします。



自動車会館

東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館ビル

JR総武線/東京メトロ有楽町線、南北線/都営新宿線

◆JR東京駅から

(中央快速線)御茶ノ水【乗換】(総武線各駅停車 新宿方面)
市ヶ谷

◆JR新宿駅から

(総武線各駅停車 御茶ノ水方面)市ヶ谷

JR総武線…市ヶ谷駅改札口
地下鉄…地下鉄2番出口、徒歩2分